

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 21 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500378号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500145号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年4月1日から同年9月13日まで

平成22年4月1日にA社に入社したが、被保険者資格の取得年月日が同年9月13日になっている。その記録を訂正して、同年4月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日としてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した請求者に係る賃金台帳及び複数の同僚の回答によると、請求者は、同社に平成22年4月1日に入社し、請求期間中も勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主が提出した請求者に係る「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」によると、請求者が平成22年9月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成23年4月1日に資格喪失したことが確認できる。

また、事業主は、「請求期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得に関する届出は行っておらず、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している上、現在の総務担当者は、「請求期間は試用期間であった。」としているところ、複数の同僚も、「A社では試用期間があり、入社してすぐには社会保険に加入させなかった。」旨陳述している。

さらに、上述の賃金台帳によると、平成22年4月から同年8月までの厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、請求者が、請求期間中に国民年金の被保険者資格取得手続きを行い、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。